

障害福祉サービス事業等移行支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害福祉サービスの基盤整備を図るため、指定障害福祉サービス事業等へ移行しようとする地域活動支援センター又は障害者地域作業所（以下「センター等」という。）を運営する者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、地域活動支援センター・障害者地域作業所運営費等補助金交付要綱（平成20年10月1日制定）の規定による補助金の交付を受けてセンター等を運営する者のうち、指定障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は地域活動支援センターに移行するため、障害福祉サービスを行う事業所（以下単に「事業所」という。）を本市内に開設しようとするものとする。

2 補助金の交付は、センター等1箇所につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業所の開設の準備のために要する需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、工事請負費、委託料その他必要と認める経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、センター等1箇所につき、次に定める金額のうちいずれか低い額とする。

(1) 補助基準額 400万円（地域活動支援センターにあっては、50万円）

(2) 補助対象経費に係る実支出額からこの要綱による補助金と同様の趣旨の国、県等の補助金等の交付を受けている場合における当該補助金等の額及び寄付金その他の収入額を控除した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

2 前項の規定にかかわらず、同一の建物内の複数のセンター等を一の事業所として開設しようとする場合は、当該複数のセンター等を一のセンター等とみなして、補助金の額を算定するものとする。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、地域活動支援センターにあっては定款の写しとする。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定書の写し(障害者地域作業所にあつては、地域活動支援センターの事業開始届の写し)

(2) 補助対象経費の実支出額の内訳が分かる書面

(財産処分の制限)

第8条 規則第15条の規定による補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産その他市長が指定する財産は次の各号に掲げるものとし、同条に規定する市長が定める期間は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象となった1件10万円以上の備品 3年

(2) 新築、購入又は増改築に係る建物 15年

(3) 模様替等又は賃借に係る建物 5年(賃貸借契約の賃借期間が5年未満であり、かつ、当該契約の更新をする場合に再び権利金等の支払いを要することが明らかであるものは、当該賃借期間)

2 前項の期間の始期は、実績報告書により補助事業が適正に完了していることを確認した日とする。

(書類等の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。